

重要事項説明書

特定福祉用具販売

ケアポート香春福祉用具センター

「指定（介護予防）特定福祉用具販売」重要事項説明書

当事業所は、ご契約者様に対する特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売の提供にあたり、厚生労働省令第３７号第８条に基づいて、当時業者がご契約者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１ 指定福祉用具貸与サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社よしなが
代表者氏名	代表取締役 吉永 康成
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒822-1404 福岡県田川郡香春町大字柿下１３０２－１ 電話：0947-32-8881 FAX：0947-32-8885
法人設立年月日	2004年８月２日

２ 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアポート香春福祉用具センター
介護保険指定 事業所番号	4079200574 指定特定福祉用具販売・平成３１年３月１指定 指定介護予防特定福祉用具販売・平成３１年３月１日指定
事業所所在地	〒822-1404 福岡県田川郡香春町大字柿下１３０２－１
連絡先 相談担当者名	電話：0947-32-8883 FAX：0947-32-8885 福祉用具専門相談員 佐藤誠
事業所の通常の 事業の実施地域	田川市、田川郡

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

株式会社よしながが開設するケアポート香春福祉用具センター（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

2 介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定福祉用具貸与サービス又は指定介護予防福祉用具貸与サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	業務内容
1・管理者	1	業務統括・特定（介護予防）福祉用具販売
2・専門相談員	2	（介護予防）特定福祉用具販売

福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

※ 販売費用は全額をいったんお支払いただきますが、保険給付の際に必要な次の事項を記載した書類等をお渡ししますので、お住まいの市町村に居宅介護福祉用具購入費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

- 事業所の名称
- 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 領収証
- 販売した特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (但し、8月13日から8月15日、12月30日～1月3日までは除く)
営業時間	9時00分～17時00分

6. 提供するサービス

事業者は、下表の○を付した特定福祉用具を販売します。

(1)利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

(2)指定特定福祉用具販売の種目、品名及び販売費用について

福祉用具ごとの利用料金は、当社発行のカタログ又はwebに記載された料金となります

種 目	要支援1・2、要介護1	要介護2・3・4・5
腰掛便座	○	○
自動排泄処理装置の交換可能部品 (専用パッド、洗浄液等及び専用パンツ、専用シート等は除く)	○	○
入浴補助用具 (入浴用椅子、浴槽用手すり、浴槽内椅子、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)	○	○
簡易浴槽	○	○
移動用リフトのつり具の部分	○	○

7. その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求します。
②特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合 (階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど) は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求いたします。 なお、通常の搬出入による場合は、費用請求はいたしません。

8.販売費用、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 販売費用、その他の費用の請求方法等	ア 販売費用及びその他の費用の額の合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて、利用者あてお届け（郵送）します。なお、当該福祉用具をお持ち帰りされる場合は、請求書は発行いたしません。
② 販売費用、その他の費用の支払い方法等	ア 販売した福祉用具と請求書の内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

販売費用及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

指定口座への振り込み

北九州銀行 本店 普通預金 0000922 株式会社よしなが

9. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (4) 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- (5) 特定福祉用具販売計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- (6) 特定福祉用具販売計画は、利用者に交付します。
- (7)

10. 秘密保持

①当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など

正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。

②あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。

11. 事故発生時の対応

- ①利用者に対する福祉用具貸与サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
 - ②利用者に対する福祉用具貸与サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行います。
 - ③事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。
- 但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

13. 虐待防止の為の措置

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

14. 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は、田川市、田川郡とします。

14 . 苦情の受付について（契約書第14条参照）

- (1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

〔職 名〕 福祉用具専門相談員 佐藤誠

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00 ～ 17：00

緊急の場合はこの限りではありません。

行政機関その他苦情受付機関

福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部	所在地 福岡県田川市新町18-7 電話番号 0947-49-1093 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47 電話番号 092-642-7859 受付時間 9:00～17:00
福岡県運営適正化委員会	所在地 福岡県春日市原町 3 丁目 1-7 電話番号 092-915-3511 受付時間 9:00～17:30

15. 個人情報の提供に係る同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することもあります。

(1) 医療上、緊急の必要がある場合、医療機関等に個人に関する心身の状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること。

(2) 介護計画作成及び見直し等を行うサービス担当者会議等において、個人に関する心身状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること

(3) その他サービスの質の向上を目的とした会議等のために、個人及び家族の情報を利用すること

＜個人情報の提供に係る事業所の遵守事項＞

(1) 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては、関係者以外に情報が漏れないよう細心の注意を払います。

(2) 当事業所は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、適正な保管に努めます。

16. ICTに係る同意書

当事業所における利用される方の情報はインターネットを介して共有され、ID（会員番号）とパスワード（暗証文字）を入力しないとアクセス（情報閲覧）することができないセキュリティ（安全性）が厳重に管理されたサーバー（保管場所）内に保管されます。

クラウドコンピューティングを利用して保管されるため、事業所関係者の各自のパソコンやスマートフォンに個人情報が残ることはありません。この情報を共有するものは、業務にかかわる関係者に限定され、それ以外の人間が情報を知りえることはありません。また、本人様（や家族）より申し出があった場合には必要に応じて文書の交付その他の適切な方法により情報を提供します

特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき説明を行いました。

この重要事項説明書の説明年月日		令和 年 月 日
事業者	所在地	〒822-1404 福岡県田川郡香春町大字柿下1302-1
	法人名	株式会社よしなが
	代表者名	吉永 康成
	事業所名	特定（介護予防）福祉用具販売事業所 ケアポート香春福祉用具センター
	説明者氏名	佐藤 誠

本契約書及び重要事項説明書に基づいて、事業者が利用者に説明したこと並びに利用者が事業者から説明を受けたことを双方確認の上、サービスの提供開始および個人情報提供に同意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、
契約者、事業者が各 1 通を保有するものとします。

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

ご利用者様	住 所			
	氏 名			
代筆の場合の代筆者氏名 (ご利用者様との続柄等)			続 柄	

代理人	住 所			
	氏 名			